

豊中市木造住宅耐震設計補助制度のご案内

平成18年（2006年）1月に、耐震改修促進法が改正され、平成20年（2008年）3月に住宅・建築物耐震改修促進計画を定め、平成28年度（2016年度）に改定を行ったところですが、この計画に沿って、市内の民間の木造住宅の所有者に対し、補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、地震による人的・物的な被害の軽減を図ることを目的として、木造住宅耐震設計補助制度（平成25年（2013年）4月1日実施）を設けていますので、ご案内申し上げます。

▼ 補助対象建築物

原則として、建築基準法の規定に適合するもので、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けて建築された地階を除く階数が2以下の木造住宅（現に居住しているもの又はこれから居住するもの）

▼ 補助対象耐震改修計画

木造住宅の耐震改修の計画が、次のいずれかに該当するもの

- ア. 耐震診断結果の数値が1.0未満の場合、耐震改修工事後の当該数値を、1.0以上まで高めるための計画
- イ. 耐震診断結果の数値が0.7未満の場合、耐震改修工事後の当該数値が0.7以上、又は、2階建て住宅の1階部分の数値が1.0以上となる計画

▼ 補助対象者

木造住宅の所有者

ただし、所有者の前年の所得が1,200万円を超える場合は補助の対象外

▼ 補助対象経費

耐震設計（耐震改修計画の作成）に要した費用

▼ 補助内容

耐震設計（耐震改修計画の作成）に要した費用の額の10分の7と10万円のうちいずれか少ない額

▼ その他

共同住宅・長屋等所有者が複数いる場合は全員の耐震設計を実施してよい旨の同意が必要です。

建築基準法に抵触している物件につきましては、補助制度の対象外となる場合があります。

▼ 問合せ先

詳細については、豊中市 都市計画推進部 建築審査課
（TEL 06-6858-2417）にお問合わせください。